

2024 年日本政府年次報告
「社会保障の最低基準に関する条約（第 102 号）」
（2017 年 6 月 1 日～2024 年 5 月 31 日）

1. 質問（a）について

〔第 3 部〕

第15条

A （a）の規定を援用している。

B 常時 5 人以上の従業員を使用する物の製造又は販売の事業、土木又は建築の事業、鉱物の採掘の事業、運送の事業、金融又は保険の事業、教育の事業、医療の事業、通信の事業等を行う事業所、更生保護事業、法律又は会計に係る業務を行う事業、及び法人の事務所中使用される者を健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険の被保険者としている。

C（i）A 保護対象被用者数 4,632万人（被用者保険被保険者数）
（2023年 3 月31日現在）

B 被用者（雇用者※）総数 6,076万人（2023年平均）

※会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料・賃金を得ている者及び会社、団体の役員

C 被用者（雇用者）総数に対する保護対象被用者数（被用者保険被保険者数）の百分率 76.2 %

〔第 4 部〕

第21条

C（i）A 保護対象被用者数 4,471万人（雇用保険被保険者数）（2022年度平均）

B 被用者（雇用者）総数 6,048万人（2022年度平均）

C 被用者（雇用者）総数に対する保護対象被用者数（雇用保険被保険者数）の百分率 73.9%

第22条

（第65条関係の I について）

A 第65条 3 の規定を援用しており、給付の計算に当たって考慮される勤労所得（平均賃金日額）の最高限度額は、16,980円（日額）である。

基本手当の給付率、また給付の計算に当たって考慮される勤労所得（賃金日額）の上限度額は別添 1 のとおりである。

B

1 雇用保険適用産業の中で、2022年において、被保険者数が最大である製造業

(大分類)内の、電気機械器具(中分類)を選んだ。

2 2022年度の平均定期給与額に基づいて計算されている。

C 326,957円

D 第65条第6(b)の規定による男子熟練労働者の賃金は、326,957円(月額)となり、一月で支給される給付の額(基本手当日額×30)は、183,240円である。

E 雇用期間中に支給される家族手当は、ない。

F 給付事由の存する間に支給される家族手当は、ない。

G $183,240円 \div 326,957円 = 56.0\%$

〔第5部〕

第26条

(1) 老齢給付の受給資格年齢

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づき支給される特別支給の老齢厚生年金について、定額部分は、男子・女子ともに65歳になったときから支給される。報酬比例部分については、男子は64歳、女子は62歳である。

厚生年金保険法、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき支給される老齢厚生年金、老齢基礎年金については、男子・女子ともに65歳から支給される。

第27条

C (i) A 保護対象被用者数 4,618万人(厚生年金保険被保険者)

(2023年3月31日現在)

B 被用者(雇用者)総数 6,076万人(2023年平均)

C 被用者(雇用者)総数に対する保護対象被用者数(厚生年金保険被保険者)の百分率 76.0%

第28条

質問(b)において回答する。

第29条

1 厚生年金保険法に基づく老齢年金の受給資格の取得のためには、最低10年(120月)、被保険者であったことを要する。

2. 老齢厚生年金

②60歳～64歳

○報酬比例部分=老齢厚生年金(報酬比例部分)と同じ計算

○定額部分= $1,628 \times \text{改定率}(1.045) \times \text{生年月日に応じた率} \times \text{被保険者の月数}$

〔第13部〕

第71条

7. 各部門とも、財政的均衡に関し、必要な保険数理上の研究及び計算が定期的に行われている。

- 1 第5部（老齢給付）について、給付を要する財源は、使用者及び被用者の拠出する保険料並びに国庫負担から成っており、各拠出金及び国庫負担の率は、次のとおりである。
第4部（失業給付）については、質問（b）で回答する。

部門	使用者拠出率	被用者拠出率	国庫負担金
第5部 老齢給付 （厚生年金 保険） （2024年）	標準報酬月額9.15%	標準報酬月額9.15%	老齢厚生年金については、原則として国庫負担はない。
（国民年金） （2024年）	保険料は、全額本人負担。定額16,980円。ただし、被用者及びその被扶養配偶者については、被用者年金各制度から国民年金への拠出金で負担されている。 国庫負担は、老齢基礎年金に係る費用の1/2である。		

6（i）給付（老齢給付）

- ・老齢給付について、2024年には+2.7%の改定を行った。

7. 各部門とも、財政的均衡に関し、必要な保険数理上の研究及び計算が定期的に行われている。

（第5部 老齢給付）

国民年金及び厚生年金においては、制度が財政的均衡を保ちながら将来にわたって円滑に運営されるようにするため、法律上、少なくとも5年ごとに、おおむね100年間の財政収支見通し、給付水準調整の開始及び終了年度の見通し並びに給付水準の見通しを作成して、財政状況を検証することと規定されている。

第72条

（傷病給付及び老齢給付）

法律に基づいて設置されている社会保障審議会を通じて参加している。

社会保障審議会は、健康保険・厚生年金保険等の事業の運営に関する事項を審議するため厚生省内に設置されたものであり、各事業の運営に関する事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもって答申するほか、自ら関係各大臣に文書をもって建議することができる。

同審議会は、学識経験のある者で、30名以内で構成される。

2. 質問（b）について

（1）2019年条約勧告適用専門家委員会のダイレクトリクエストについて

（i）短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大については、2019年9月20日に「働き方

の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」において議論をとりまとめ、社会保障審議会年金部会においても、2019 年 12 月 27 日に議論をとりまとめた。それらの結果を踏まえ、2020 年法改正において、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大を実施し、週労働時間 20 時間以上の要件に該当する短時間労働者について、従業員 100 人超の企業は 2022 年 10 月から、従業員 50 人超の企業は 2024 年 10 月から厚生年金を適用することとされた。

(ii) 老齢給付の所得代替率

第65条の規定を援用している。

(第65条関係の I について)

A

① 老齢基礎年金

給付月額（令和 6 年度）＝816,000（満額）×（a＋b＋c＋d＋e）／480÷12

a 保険料納付月数

b 保険料全額免除月数×（1／2）

c 保険料 3／4 免除月数×（5／8）

d 保険料半額免除月数×（3／4）

e 保険料 1／4 免除月数×（7／8）

※ カッコ内は、2009年 4 月以降の保険料免除期間

②老齢厚生年金

・ 65歳以上の者に支給される老齢厚生年金

給付月額＝{（平均標準報酬月額）×（9.5/1000～7.125/1000）×（2003年 3 月までの被保険者期間の月数）＋（平均標準報酬月額）×（7.308/1000～5.481/1000）×（2003年 4 月以降の被保険者期間の月数）}÷12

・ 60歳～64歳の者に支給される老齢厚生年金

○報酬比例部分＝老齢厚生年金（報酬比例部分）と同じ計算

○定額部分＝1,628×改定率（1.045）×生年月日に応じた率×被保険者の月数

60歳以降の年金支給額は、受給権者が在職中は、一部または全部の支給停止が行われる。（計算は以下の通り行われる）

基礎年金は全額支給する。賃金と厚生年金の合計額が50万円を上回る場合には、賃金の増加 2 に対し、年金額 1 を停止する。

第65条 3 の規定を援用しており、給付の計算にあたって考慮される勤労所得（標準報酬月額）の最高限度は650,000円（月額）である。

B 第65条 6（b）の規定を援用している。

1（a）（i） 規模10人以上の企業に雇用される一般労働者（男子）の最大多数を有する輸送用機器製造業を選んだ。

(ii) 輸送用機器製造業に従事する一般労働者（男子）の平均所定内給与額に等しい額の賃金を受ける労働者を選んだ。

2 2023年6月分の所定内給与額に基づいて計算されている。

C 339,500円（2023年）

（第65条関係のⅢについて）

D 算定式

夫の老齢基礎年金額 612,000円 $(816,000 \times 30/40)$

夫の老齢厚生年金額 806,377円 $(339,500 \times 0.926 \times 7.125/1000 \times 360月)$

妻の老齢基礎年金額 612,000円 $(816,000 \times 30/40)$

計 年金額 2,030,377円

月額 169,198円

（注）第29条1の規定を援用している。

標準受給者についての老齢給付は、被保険者期間30年間で計算している。（但し、最低資格期間は10年（被保険者期間）である。）

E 雇用期間中に妻について支給される家族手当は、ない。

G $169,198円 \div 339,500円 = 49.8\%$

第65条8の規定は、援用していない。

（第65条関係のⅤについて）

D 月額 （夫＝配偶者がいる場合） 169,198円

（夫＝配偶者がいない場合） 118,198円

算定式

（夫がいる場合）

夫の老齢基礎年金額 612,000円 $(816,000 \times 30/40)$

妻の老齢厚生年金額 806,377円 $(339,500 \times 0.926 \times 7.125/1000 \times 360月)$

妻の老齢基礎年金額 612,000円 $(816,000 \times 30/40)$

計 年金額 2,030,377円

月額 169,198円

（夫がいない場合）

妻の老齢基礎年金額 612,000円 $(816,000 \times 30/40)$

妻の老齢厚生年金額 806,377円 $(339,500 \times 0.926 \times 7.125/1000 \times 360月)$

計 年金額 1,418,377円

月額 118,198円

- G (夫がいる場合) $169,198 \text{ 円} \div 339,500 \text{ 円} = 49.8\%$
 (夫がいない場合) $118,198 \text{ 円} \div 339,500 \text{ 円} = 34.8\%$
 第 65 条 8 の規定は、援用していない。

(iii) 老齢給付の調整

(旧報告様式第 65 条関係の VI について)

- 1 年金額は、物価や賃金の変動に応じて改定することを基本として毎年度改定を行う仕組みとなっており、これによって第 65 条 10 の規定の内容を実施している。

2

再検討期間	生計費指数※	勤労所得指数
A 2022 年	100	100
B 2023 年	102.5	102.8
C A/B (百分率)	97.6	97.3

※消費者物価上昇率を使用。以下同じ。

- 3 質問 (a) 第 71 条で回答したとおり、再検討が行われ、年金額が改定された。

○2024 年度の年金額改定

再検討期間 (注)	給付		
	受給者 1 人当たりの 平均 I	標準受給者に対する 給付 II	給付水準についての その他の評価 III
A 期間の初め	100	100	-
B 期間の終わり	102.7	102.7	
C A/B (百分率)	97.4%	97.4%	

(iv) 失業給付の財源

失業保険制度に関し、下記のとおり条約の要請に基づき必要な保険数理上の研究及び計算が定期的に行われている。

部門	使用者拠出率	被用者拠出率	国庫負担金
第 4 部 失業給付 (2023 年)	賃金の 0.6% (農林水産業等 0.7%) (建設業 0.7%)	賃金の 0.6% (農林水産業等 0.7%) (建設業 0.7%)	事務費の全額及び給 付費の 25% (当分 の間は本来の負担額 の 55% に引下げ。 また、2017 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの期間 は負担額の 10% に

			引下げ。2022 年度からは、求職者給付の国庫負担割合について、雇用保険財政や雇用情勢に応じて異なる国庫負担割合を適用するとともに、別途国庫から機動的に繰入れ可能な仕組みを導入した。）
--	--	--	--

○拠出金の率（失業給付）

失業給付については、2017 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの間 0.6%に時限的に引き下げられ、2020 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までは 0.2%に引き下げ、2020 年 10 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までは 0.6%に引き上げられ、2023 年 4 月 1 日からは、本則の 0.8%に復帰した。

（v）老齢給付の財源

2019 年財政検証においては、経済成長と労働参加が進むケースでは、前回の 2014 年財政検証に引き続き、マクロ経済スライド調整後のモデル年金の給付水準について、おおむね 100 年間にわたり所得代替率 50%以上を確保でき、持続可能なものであることを確認した。

3. 質問（c）について

失業給付に関する法令及び行政規則等の適用は、厚生労働省に委任されている。これらの法令に基づく雇用保険事業の運営は、厚生労働省職業安定局が所管しており、各都道府県に置かれている労働局職業安定主務課がその事務の一部を委任されており、公共職業安定所が窓口業務を担当している。

4. 質問（d）について

本報告の写しを送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

日本経済団体連合会の意見書を別添●に、日本労働組合総連合会の意見書を別添●に添付する。【P】

5. 質問（e）について

関係する労働者団体及び使用者団体から意見は受け取っていない。

第3 失業等給付の概要

1 求職者給付

(1) 基本手当

一般被保険者が失業^{※1}した場合において、離職の日以前2年間に被保険者期間^{※2}が12月以上（倒産、解雇等による離職者（特定受給資格者）又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者（特定理由離職者）の場合は、1年間に6月以上）ある場合には、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給される^{※3}（法第13条～第15条）。

支給額は日額及び日数により定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、就職の困難度や離職理由に応じて90日～360日の間で定められている。原則として離職日の翌日から1年間を超えた場合は基本手当の支給は受けられない^{※4}（法第20条）。

※1 「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう（法第4条第3項）。

※2 被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金の支払の基礎となった日数が11日以上又は賃金の支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある場合、1か月として計算（法第14条第1項、同条第3項）。

※3 離職者が公共職業安定所に求職の申込みをした日以後7日間は基本手当は支給されない（待期。法第21条。）。また、正当理由のない自己都合離職等の場合は、2カ月間（重責解雇の場合は3カ月間）の給付制限期間ののち、基本手当の支給が開始される（法第33条）。

※4 妊娠、出産、育児等により引き続き30日以上就業できない場合や、起業した場合等には、本人の申し出により原則最大4年まで期間延長可（法第20条、第20条の2）。なお、引き続き15日以上疾病又は負傷により就業できない場合は、所定給付日数の範囲で基本手当日額と同額の傷病手当を受けることができる（法第37条。他の公的給付との併給調整あり。））

ア 基本手当の日額

基本手当日額は、離職前賃金（賃金日額）に給付率を乗じて得た額である。給付率は80～50%（60歳以上は80～45%）であり、賃金の低い者に高い給付率を適用し、80%から50%は給付率が逡減する（法第16

条)。

賃金日額は、被保険者期間の最後の 6 カ月間の賃金（臨時に支払われる賃金等を除く。）の総額を 180 で除して得た額である（法第 17 条）。上限額及び下限額が設けられており、平均賃金の変動に応じて毎年 8 月 1 日に改定されている（法第 18 条）。

(7) 基本手当の年齢別上限額（令和 5 年 8 月 1 日～ 6 年 7 月 31 日）

年 齢 区 分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	13,890円	6,945円
30歳以上45歳未満	15,430円	7,715円
45歳以上60歳未満	16,980円	8,490円
60歳以上65歳未満	16,210円	7,294円

(1) 基本手当の給付率（令和 5 年 8 月 1 日～ 6 年 7 月 31 日）

(60 歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,746円～ 5,110円	80%	2,196円～ 4,088円
5,110円～12,580円	80～50%	4,088円～ 6,290円
12,580円～16,980円	50%	6,290円～ 8,490円

(60 歳以上 65 歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,746円～ 5,110円	80%	2,196円～ 4,088円
5,110円～11,300円	80～45%	4,088円～ 5,085円
11,300円～16,210円	45%	5,085円～ 7,294円